

学習用端末貸付・購入費一部補助について



経済的に困難を抱える世帯の方に対し、以下の支援を行います。**※支援②は新入生のみ対象です。**
申請書類は、事務室に用意しております。詳細については、下記<問合せ先>までご連絡ください。



支援①：学習用端末の貸付

【対象】住民税**非課税**※世帯

※（参考）世帯年収目安（4人世帯）：**270万円未満**

【概要】授業に必要となるタブレット端末の貸付

必要に応じ、モバイルルーター機器貸付（SIMカード無、契約・通信料は利用者負担）

【期間】随時貸付申請を受付し、**原則卒業まで貸付**



支援②：学習用端末購入費の一部補助

【対象】住民税**非課税に準ずる**※世帯（新入生のみ対象）

※（参考）世帯年収目安（4人世帯）：**270万円以上350万円未満**

住民税非課税世帯の方は、「支援①：学習用端末の貸付」の対象となるため、「支援②：学習用端末購入費の一部補助」は対象外となります。

【実際の基準】

保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合算額が**51,300円未満**（市町村発行の証明書類で確認）

【概要】タブレット端末**本体**購入金額の $\frac{1}{2}$ （上限22,500円）補助

（ChromeOS、iPadOS、WindowsOSのいずれかのOSを搭載し、無線による通信が可能な端末に限る。別に購入が必要な場合は、有線接続キーボードを含む）

【申請期限】**令和4年5月31日まで**

（納品されていない場合でも期限までに申請が必要です。）

領収書等(レシート可)の原本が必要です。

①令和4年3月23日以降の日付

②購入総額

③端末**本体**の購入金額が分かる内訳

④販売事業者名

※**ご注意ください**

携帯ショップで通信料と合算の分割による購入の場合は補助対象になりません。

